

人事行政運営などの状況公表

三芳町の人事行政運営などの状況について公表します。

☎ 総務課職員担当 ☎ 407・408



04 特別職の報酬等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	給料月額	期末手当
町長	750,000 円	年間 4.40 月分
副町長	640,000 円	
教育長	610,000 円	

区分	報酬月額	期末手当
議長	326,000 円	年間 4.40 月分
副議長	272,000 円	
委員長	260,000 円	
副委員長	254,000 円	
議員	252,000 円	

05 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

▶ 勤務時間の概要

始業	終業	休憩時間	1 週間の勤務時間	週休日
8:30	17:15	12:00～13:00	38 時間 45 分	土・日曜日

※図書館や保育所等、職場によって変則勤務があります。

また、本庁窓口業務の一部および各出張所の開庁を、毎月第 1 土曜日の午前 8 時 30 分から正午まで実施しています。

▶ 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	有給・無給の別	概要
年次有給休暇	有給	1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含め最大 40 日間。
病気休暇	有給	負傷又は疾病の為に療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その治療に必要な期間認められる休暇。(最高 90 日)
介護休暇	無給	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しない事が相当な場合に認められる休暇。
組合休暇	無給	職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇。
特別休暇	有給	条例に定められた特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるときの休暇。◀主なもの▶産前・産後休暇、育児時間、忌引、結婚休暇、妻の出産、子の看護のための休暇、夏季休暇等

▶ 育児休業等の取得状況 (平成 29 年度) (単位：人)

育児休業取得可能職員	育児休業取得者		部分休業取得者	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
13 (5 : 8)	9 (1 : 8)	7 (1 : 6)	—	—

※育児休業の間の給与は支給されません。

▶ 年次有給休暇の取得状況 (平成 29 年)

平均取得日数は 11.2 日で前年比 1.0 日増加となりました。

06 職員の分限および懲戒処分の状況 (平成 29 年度)

区分	種類	内容	該当
分限処分	休職	・心身故障のため、長期の療養を要するとき ・刑事事件に関し起訴されたとき	3 人
	降任免職	・勤務成績不良や心身の故障等、その職に必要な適格性を欠くとき ・廃職又は過員を生じたとき	なし
懲戒処分	戒告減給	・法令、条例、規則、規程に違反したとき ・職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき	なし
	停職免職	・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき	

07 職員の研修の状況 (平成 29 年度)

区分(コース数)	参加人数(のべ人数)	主催
一般研修 (4)	94 人	町
特別研修 (12)	1,221 人	町
派遣研修 (22)	314 人	彩の国さいたま人づくり広域連合等

09 職員の福祉および利益の保護の状況

区分	内容
共済組合	短期給付 (病気・ケガ・出産・死亡等に対する給付) 長期給付 (退職・障がい・死亡に対する年金または一時金給付) 福祉事業 (健康の保持増進事業や住宅資金の貸付等)
職員友和会 (任意互助組織)	鑑賞助成、懇親会など

10 公平委員会の業務の状況

平成 29 年度に勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

08 職員のサービスの状況 (平成 29 年度)

▶ 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法により、職員に対し、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

▶ 職務専念義務免除の状況

厚生計画への参加	572 件
その他 (研修への参加、消防団活動等)	9 件

▶ 営利企業など従事の許可状況

平成 29 年度に新たに許可をした件数は 2 件です。内容は、講師等となっています。

01 職員の任免および職員数に関する状況

※文中・表中は (男：女)、単位：人

▶ 職員の採用状況

平成 29 年度採用者数	事務職	技術職	保育士	精神保健福祉士
新採用職員	11 (7:4)	2 (2:0)	—	1 (1:0)
再任用職員	16 (12:4)	5 (4:1)	1 (0:1)	—

▶ 職員の退職状況

平成 29 年度退職者数	事務職	技術職	合計
定年退職	8 (6:2)	1 (1:0)	9 (7:2)
勤奨退職	2 (2:0)	—	2 (2:0)
自己都合退職等	11 (11:0)	3 (1:2)	14 (12:2)
退職者計	21 (19:2)	4 (2:2)	25 (21:4)

▶ 定員適正化計画の年次別状況 (各年 4 月 1 日現在)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
計画数	—	293.0	287.4	283.4	278.7	270.0
実数	294.0	299.0	288.2	282.2	278.7	—

※再任用短時間勤務を 0.6 または 0.7 人とする。

第 5 次定員適正化計画に基づき、人員管理に努めています。この計画は、平成 26 年 4 月 1 日の職員数を基準とし、24 人の減員を目標としています。

▶ 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成 29 年	平成 30 年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務	65	65	0	
	税務	22	23	1	再任用フルタイムによる増
	農林水産	7	6	△ 1	人事配置見直しによる減
	商工	3	3	0	
	土木	27	26	△ 1	人事配置見直しによる減
	民生	69	69	0	
	衛生	16	14	△ 2	機構変更による減
	小計	212	209	△ 3	
特別行政部門 (教育)		40	40	0	
公営企業等会計部門	水道	7	7	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	17	17	0	
	小計	29	29	0	
総合計		281	278	△ 3	

02 人事評価の状況

三芳町では、平成 28 年度から人事評価を実施しています。職員が職務を通じて発揮した能力や意欲・実績を的確に把握し、適正評価することにより、能力・実績に基づく人事管理を行うことで、組織全体の士気高揚や公務効率の向上に結び付け住民サービスの向上をめざします。

03 職員の給与等の状況

▶ 人件費の状況 (平成 29 年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
12,670,386 千円	2,129,209 千円	16.8%

人口 38,287 人 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

※人件費には、特別職の給料・報酬を含みます。

▶ 給与費の状況 (平成 30 年度普通会計予算)

給料	職員手当	期末・勤勉手当
986,352 千円	153,980 千円	399,787 千円

一人当たりの給与費 5,947 千円 (職員数 259 人)

▶ 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢

職種	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	318,300 円	379,100 円	44 歳 3 か月
技能労務職	327,800 円	387,400 円	54 歳 9 か月

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

▶ 職員数の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

級数	—	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
職務	技能労務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	副課長	課長
構成比	1%	8%	18%	25%	18%	15%	6%	9%

▶ 職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	決定初任給	採用 2 年経過 給料額 (平成 30 年 4 月 1 日現在)	
		大学卒	高校卒
一般行政職	191,100 円	201,100 円	167,200 円

区分	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	275,000 円	327,300 円	371,200 円
	—	—	307,500 円

▶ 職員手当の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	内容
賞与	期末・勤勉手当 年間 4.40 月分
地域手当	給料・扶養手当および管理職手当の合計額の 7%
その他条例により支給される手当	扶養手当・住居手当・特殊勤務手当・通勤手当・時間外勤務手当・管理職手当等